

岐阜県公報

号 外 (一) 令和四年四月一日

目 次

規 則

○岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ペー
ジ 一

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表秘書課の項中「、政策係」を削り、同条第二項の表秘書課の項第五号を削る。

第五条第一項の表及び第二項の表デジタル戦略推進課の項及び情報システム課の項を削る。

第六条第一項の表清流の国づくり政策課の項の次に次のように加える。

SDGs推進課

管理調整係、企画連携係、SDGs推進係

第六条第一項の表外国人活躍・共生社会推進課の項中「多文化共生係、外国人活躍推進係」を「外国人活躍推進係、多文化共生係」に改め、同表地域スポーツ課の項中「地域スポーツ係」を「地域・プラススポーツ振興係」に改め、同表競技スポーツ課の項中「障がい者スポーツ係」を「競技プラススポーツ係」に改め、同表ねりんピック推進事

務局の項中「企画係、広報県民運動係、式典運営係、交流大会係、文化・福祉事業係、宿泊輸送係」を「ねんりんピック推進係」に改め、同表に次のように加える。

デジタル戦略推進課	管理調整係、政策調整係、デジタル推進係、市町村支援係
情報システム課	管理審査係、地域情報化係、情報システム係

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同項の次に次のように加える。

SDGs推進課	一 SDGsの推進に関すること。
---------	------------------

第六条第二項の表外国人活躍・共生社会推進課の項各号を次のように改める。
一 外国人材の活躍支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二 多文化共生の推進に関すること。

第六条第二項の表地域スポーツ課の項第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 パラスポーツの振興に関すること。

第六条第二項の表に次のように加える。

デジタル戦略推進課	一 情報化政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 二 デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 三 市町村行政に係るDXの支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
情報システム課	一 情報セキュリティ対策の推進に関すること。

二 情報システムの集中管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 三 行政情報ネットワークの管理運用に関すること。 四 地域情報化の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 五 情報通信基盤の整備促進及び運用管理に関すること。 六 社会保障・税番号制度の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第六条第三項及び第四項を次のように改める。

3 清流の国推進部内に本庁部内局（本庁の部に置く局をいう。以下同じ。）としてデジタル推進局を置く。

4 デジタル推進局は、デジタル戦略推進課及び情報システム課を所管する。

第六条に次の二項を加える。

5 清流の国づくり政策課に本庁課内室として地方創生室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に地方創生係及び政策連携係を置く。

6 前項の地方創生室の分掌事務は、第二項の表清流の国づくり政策課の項第八号から第十四号までに掲げる事務とする。

第六条の二第二項の表危機管理政策課の項第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 強靱化計画の策定及び実施に関すること。

第六条の二第四項の表原子力防災室の項中「第九号及び第十号」を「第六号（原子力防災に限る。）、第十号及び第十一号」に改める。

第七条第一項の表環境生活政策課の項中「生涯学習係」の下に「生物多様性係」を加え、同表環境企画課の項中「環境企画課」を「脱炭素社会推進課」に、「環境企画係、生物多様性係」を「企画係、温暖化・気候変動対策係、教育普及係」に改め、同表環境管理課の項中「温暖化・気候変動対策係」を削り、同表文化創造課の項中「文化交流係」の下に「国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭総務企画係、国民文化祭事業推進係、全国障害者芸術・文化祭事業推進係」を加え、同表文化伝承課の項中「全国高校総合文化祭開催準備係」を「全国高等学校総合文化祭総務企画係、全国高等学校総合文化

祭事業推進係」に改め、同条第二項の表環境生活政策課の項中第七号を第十八号とし、第六号を第十七号とし、第五号を第八号とし、同号の次に次の八号を加える。

九 生物多様性の保全に関すること。

十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

十一 自然環境の保全に関すること。

十二 中部山岳国立公園の活性化に関すること。

十三 自然公園に関すること。

十四 東海自然歩道及び中部北陸自然歩道に関すること。

十五 県事務所に関すること（環境課に係るものに限る。）。

十六 岐阜県野生動物管理推進センターに関すること。

第七条第二項の表環境生活政策課の項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 環境基本計画及びその実施計画に関すること。

五 公害紛争処理に関すること。

六 ふるさと環境保全基金に関すること。

第七条第二項の表環境企画課の項を次のように改める。

脱炭素社会推進課	一 脱炭素社会推進施策の企画調整に関すること。 二 地球温暖化防止・気候変動適応計画に関すること。 三 温室効果ガス排出抑制率先実行計画に関すること。 四 地球温暖化対策に関すること（他の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）。 五 環境教育の推進に関すること。 六 岐阜県気候変動適応センターに関すること。
----------	---

第七条第二項の表環境管理課の項第一号中「次号及び第五号」を「第四号」に、「第九号」を「第八号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、同表文化創造課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 全国障害者芸術・文化祭に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第七条第三項中「（本庁の部に置く局をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五項中「環境企画課」を「環境生活政策課」に改め、同条第六項中「環境企画課」を「環境生活政策課」に、「第七号」を「第十一号」に、「第十号」を「第十四号」に改める。

第八条第一項の表感染症対策推進課の項中「感染症対策第二係」の下に「、感染症対策第三係」を加え、同条第二項の表保健医療課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第五項の表感染症対策推進課の部ワクチン接種対策室の項中「接種推進係」の下に「、総務係」を、「市町村支援第二係」の下に「、市町村支援第三係」を加え、同条第六項の表健康推進室の項中「第八号」を「第七号」に、「第十六号」を「第十五号」に改める。

第九条第一項の表商工政策課の項中「商工政策課」を「商工・エネルギー政策課」に改め、「鉱政係」の下に「、エネルギー係」を加え、同表企業誘致課の項の次に次のように加える。

産業デジタル推進課	管理調整係、企画連携係、産業デジタル係、ＩＴ拠点活用推進係
-----------	-------------------------------

第九条第一項の表産業技術課の項中「技術支援係」の下に「、成長産業係」を加え、同表新産業・エネルギー振興課の項を削り、同条第二項の表商工政策課の項中「商工政策課」を「商工・エネルギー政策課」に改め、同項第六号中「次号」を「第十号」に改め、同項中第十七号を第二十号とし、第七号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七 エネルギー対策の総合調整に関すること。

八 エネルギー長期需給計画に関すること。

九 次世代エネルギー産業の育成に関すること。

第九条第二項の表企業誘致課の項の次に次のように加える。

産業デジタル推進課	一 産業のDXの推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 二 情報産業の振興に関すること。 三 ＩＴとものづくりの融合に関すること。
-----------	--

- 四 公益財団法人ソフトピアジャパン及びソフトピアジャパンプロジェクトに関すること。
- 五 株式会社ブイ・アール・テクノセンター及びテクノプラザプロジェクトに関すること。
- 六 成長産業人材育成センターに関すること。
- 七 情報科学芸術大学院大学に関すること。

第九条第二項の表産業技術課の項第十二号を次のように改める。

十二 ヘルスケア産業の振興に関すること。

第九条第二項の表産業技術課の項第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十三号とし、同表新産業・エネルギー振興課の項を削り、同条第五項の表商工政策課の部中「商工政策課」を「商工・エネルギー政策課」に改め、同表産業技術課の部ＩＴ利用促進室の項を削り、同条第六項の表亜炭鉱廃坑対策室の項中「商工政策課」を「商工・エネルギー政策課」に改め、同表経済・雇用再生室の項中「商工政策課」を「商工・エネルギー政策課」に、「第十三号」を「第十六号」に改め、同表ＩＴ利用促進室の項を削り、同表地方大学・地域産業創生推進室の項中「第十六号」を「第十三号」に改める。

第十条第一項の表農産物流通課の項中「地産地消係」の下に「販売対策係」を加え、同表農産園芸課の項中「花き係」の下に「花き振興係」を加え、同表家畜防疫対策課の項中「防疫対策係」を「防疫企画係、防疫推進係」に改め、同表家畜伝染病対策課の項を削り、同条第二項の表農産物流通課の項第二号を削り、同項第三号中「中京・関西方面」を「大都市圏」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同表家畜防疫対策課の項第一号中「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 野生いのししの捕獲、調査等の対策に関すること。

三 野生いのししへの経口ワクチンの散布等に関すること。

第十条第二項の表家畜伝染病対策課の項を削り、同条第三項の表農産物流通課の部を削り、同表家畜伝染病対策課の部中「家畜伝染病対策課」を「家畜防疫対策課」に改め、同表里川振興課の部水産振興室の項中「水産係」の下に「漁業振興係」を加え、同条第四項の表東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策室の項を削り、同表野生

いのしし対策室の項中「家畜伝染病対策課」を「家畜防疫対策課」に改める。

第十一条第一項の表林政課の項中「検査監督係」の下に「森林計画係」を加え、同表恵みの森づくり推進課の項中「恵みの森づくり推進課」を「森林活用推進課」に、「恵みの森づくり係、緑化推進係」を「森林活用係、森林サービス産業支援係」に改め、同表県産材流通課の項中「販路拡大係、消費対策係」を削り、同表森林整備課の項中「森林整備課」を「森林経営課」に改め、同表治山課の項中「治山課」を「森林保全課」に改め、同条第二項の表林政課の項第十三号中「森林文化アカデミーに関すること」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加え、同表恵みの森づくり推進課の項を次のように改める。

森林活用推進課

- 一 清流の国ぎふ森林・環境税に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 二 森林空間の活用促進に関すること。
- 三 木育の推進に関すること。
- 四 森林吸収源対策に関すること。
- 五 国の森林環境税及び森林環境譲与税に関すること。
- 六 森林経営管理制度の推進に関すること。
- 七 緑化の推進に関すること。
- 八 県民との協働による森林づくりに関すること。
- 九 森林環境教育の推進に関すること。
- 十 森林文化アカデミーに関すること(森林総合教育センターに関するものに限る。)
- 十一 ぎふ木遊館に関すること。

第十一条第二項の表県産材流通課の項各号を次のように改める。

- 一 林業及び木材産業の構造改革に関すること。
- 二 林業金融に関すること。
- 三 木質バイオマスの活用に関すること。
- 四 特用林産物に関すること。
- 五 県産材の安定供給対策に関すること。

六 県産材の流通合理化対策（生産、流通及び加工）に関すること。

七 県産材の販路開拓及び消費拡大に関すること。

第十一条第二項の表森林整備課の項中「森林整備課」を「森林経営課」に改め、同表治山課の項中「治山課」を「森林保全課」に改め、同条第三項の表中

林政課	一〇〇年の森づくり推進室	森林企画係、森林計画係
-----	--------------	-------------

森林活用推進課	森林吸収源対策室	森林吸収源対策係、緑化推進係
県産材流通課	木造建築推進室	消費対策係、販路拡大係

改め、同表森林整備課の項中「森林整備課」を「森林経営課」に改め、同条第四項の表

一〇〇年の森づくり推進室	第二項の表林政課の項第八号から第十一号までに掲げる事務
--------------	-----------------------------

森林吸収源対策室	第二項の表森林活用推進課の項第四号から第九号までに掲げる事務
木造建築推進室	第二項の表県産材流通課の項第五号から第七号までに掲げる事務

に改め、同表林業経営改革室の項中「森林整備課」を「森林経営課」に改める。

第十八条第一項中「環境生活部」の下に「、商工労働部、農政部」を加え、「、農政部」にあつては三人」を削り、同条第二項中「農政部」を「商工労働部」に改める。

第二十条の二第二項中「三人」を「二人」に改め、同条第二項中「課長」を「ねんりんピック推進事務局長」に改め、「及び企画・広報県民運動その他特に命ぜられた事

務」を削り、「式典・会場管理その他特に命ぜられた事務を、一人は上司の命を受け、交流大会、事業の運営その他」を「事務局内の」に改める。

第二十三条の二を削る。

第二十四条の表総務部の部次長（情報化推進担当）の項及び清流の国推進部の部次長（スポーツ担当）の項を削り、同表健康福祉部の部次長（調整担当）の項の前に次のように加える。

次長（ワークチン担当）	一人	上司の命を受け、新型コロナウイルスワークチンの接種推進その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
-------------	----	---

第二十四条の表商工労働部の部東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監の項及び農政部の部東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監の項並びに林政部の部を削る。

第二十六条第一項の表秘書課の部、情報システム課の部並びにねんりんピック推進事務局の部ねんりんピック推進事務局総括監の項、学校連携企画監の項及び地域調整監の項を削り、同部の次に次のように加える。

デジタル戦略推進課	デジタル政策調整監	一人	上司の命を受け、DXの政策に係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
情報システム課	情報システム管理監	一人	上司の命を受け、地域情報化及び社会保障・税番号制度に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表防災課の部防災対策監の項の次に次のように加える。

防災情報管理監	一人	上司の命を受け、被害情報集約システムの運用管理その他特に命ぜられた
---------	----	-----------------------------------

				事務を処理する。	
第二十六条第一項の表環境生活政策課の部に次のように加える。					
生物多様性企画監		一人		上司の命を受け、生物多様性の保全に関し特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表環境企画課の部を次のように改める。					
脱炭素社会推進課		温暖化・気候変動対策監		一人	
				上司の命を受け、地球温暖化の防止及び気候変動適応の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表環境管理課の部温暖化・気候変動対策監の項を削り、同表文化創造課の部に次のように加える。					
国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭推進監		一人		上司の命を受け、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に関し特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表文化創造課の部に次のように加える。					
文化伝承課		全国高等学校総合文化祭推進監		一人	
				上司の命を受け、全国高等学校総合文化祭に関し特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第二項の表子ども家庭課の部に次のように加える。					
商工・エネルギー		エネルギー対		一人	
				上司の命を受け、エネルギー	

ギョー政策課		策監		対策その他特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表新産業・エネルギー振興課の部中「新産業・エネルギー振興課」を「産業技術課」に改め、同表県産品流通支援課の部東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監の項を削り、同表農産園芸課の部花き振興企画監の項中「花き振興企画監」を「花き・農業環境対策監」に改め、「花きの振興」の下に「及び農業の環境対策」を加え、同部に次のように加える。					
花と緑の振興センター長		一人		上司の命を受け、清流の国ぎふ花と緑の振興センターの運営その他特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表家畜防疫対策課の部家畜防疫対策監の項の前に次のように加える。					
家畜防疫企画監		一人		上司の命を受け、家畜伝染病発生予防の調整その他特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表家畜防疫対策課の部に次のように加える。					
CSF対策・養豚業再生支援センター長		一人		上司の命を受け、CSF対策・養豚業再生支援センターの運営その他特に命ぜられた事務を処理する。	
第二十六条第一項の表家畜伝染病対策課の部、恵みの森づくり推進課の部及び県産材流通課の部を削り、同表治山課の部中「治山課」を「森林保全課」に改め、同表技術検査課の部検査監の項中「二十二人」を「二十三人」に改め、同部副検査監の項中「四人」を「三人」に改め、同条第二項中「情報システム管理監」を削り、「スポーツ施設企画監」の下に「情報システム管理監」を加える。					

第二十九条第一項の表五の項中「二百五十人以内」を「三百人以内」に改める。
第三十条の表環境生活政策課の部岐阜県社会教育委員の項の前に次のように加える。

岐阜県公害審査会	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
岐阜県環境審議会	環境基本法（平成五年法律第九十一号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表環境生活政策課の部に次のように加える。

岐阜県自然環境保全審議会	岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年岐阜県条例第十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
--------------	---

第三十条の表環境企画課の部及び観光企画課の部を削り、同表観光資源活用課の部岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会の項の前に次のように加える。

飛騨・美濃すぐれもの認定審査会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----------------	--------------------------------------

第三十条の表林政課の部岐阜県地域森林監理士認定審査会の項を削り、同表恵みの森づくり推進課の部中「恵みの森づくり推進課」を「森林活用推進課」に改め、同部清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会の項の次に次のように加える。

岐阜県地域森林監理士認定審査会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----------------	--------------------------------------

第三十条の表森林整備課の部中「森林整備課」を「森林経営課」に改め、同表治山課の部中「治山課」を「森林保全課」に改める。
第四十一条の表一の部総務課の項の次に次のように加える。

連携支援課

連携支援係

第四十一条の表一の部家庭支援課の項の次に次のように加える。

地域連携課	地域連携係
-------	-------

第四十二条の表四の項第一号中「西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター及び東濃子ども相談センター」を「他の子ども相談センター」に改め、同項を同表六の項とし、同表三の項第一号中「二の項」を「三の項」に、「第八号」を「第四号まで及び第六号から第八号」に改め、「家庭支援課」の下に「及び地域連携課」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
2 児童の心理治療に関すること。

第四十二条の表中三の項を五の項とし、同表二の項第一号中「別に定める区域に係るものに限る。次号から第七号までにおいて同じ。」を削り、同項第五号中「関すること」の下に「（中央子ども相談センターを除く。第十号において同じ。）」を加え、同項第十号中「（中央子ども相談センターを除く。）」を削り、同項第十一号中「一時保護」の下に「（他の子ども相談センターからの委託児童に係るものを含む。）」を加え、同項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 地域連携課	1 三の項第一号から第三号までに掲げる事務（家庭支援課の所掌に属するものを除く。）。
---------	--

第四十二条の表一の項の次に次のように加える。

二 連携支援課	1 市町村（所管区域外の市町村を含む。）が実施する児童の福祉に関する業務の支援に関すること（家庭支援課及び地域連携課の所掌に属するものを除く。）。 2 他の子ども相談センターとの事務の連絡調整に関すること。
---------	--

第四十四条の表七の部林業課の項中「治山係」を「森林管理係」に改める。
第五十条の表十の部河川砂防課の項中「河川砂防係」を「河川係、砂防係」に改める。
第五十六条第三項の表八の項中「生態環境部、資源増殖部」を「試験研究部」に改める。

第八十九条第一項中「医療福祉連携部」を「連携支援部」に改め、同条第二項の表以外の部分中「医療福祉連携部」を「連携支援部」に改め、同項の表リハビリテーション部の項中「作業・言語療法係」を「作業療法係、言語聴覚療法係」に改め、同表児童発達支援センターの項中「児童福祉支援室」を「児童発達支援室」に、「相談支援係、入所児支援係」を「地域療育支援係」に改め、同表医療福祉連携部の項中「医療福祉連携部」を「連携支援部」に、「地域連携室」を「連携支援室」に改め、「地域連携係」の下に「相談支援係、入所児支援係」を加え、同条第三項中「診療支援係」の下に「及び栄養給食係」を加える。

第九十条第一項の表三の項中「児童福祉支援室」を「児童発達支援室」に改め、同項第二号を次のように改める。

2 地域療育の支援に関すること。
第九十条第一項の表四の項を次のように改める。

四 連携支援室		
1	障がい児の受診相談及び地域移行支援に関すること。	
2	障がい児の計画相談に関すること。	
3	入所障がい児の支援に関すること。	

第九十二条の表保健福祉課の項中「保健福祉係」の下に「判定・交付係」を加える。
第一百四十五条の表総務課の項中「管理調整係」の下に「用地係」を加え、同表用地課の項を削る。

第一百四十六条の表一の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 用地の取得に関すること。

第一百四十六条の表中二の項を削り、三の項を二の項とする。

第六十条の表五の項中「及び恵那農林事務所」を「恵那農林事務所及び飛騨農林事務所」に改め、同表中十七の項及び十八の項を削り、十九の項を十七の項とし、二十の項から二十二の項までを二項ずつ繰り上げ、二十三の項を削り、二十四の項を二十一の項とする。

第六十三条第一項の表十の項を次のように改める。

十 連携支援部

連携支援部長

第七十一条の表十六の部中「十七人以内」を「十八人以内」に改める。

第七十四条の表三の項中「五十五人以内」を「六十人以内」に改め、同表五の項中「四十人以内」を「五十人以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社